

# 令和8年度佐賀県立大学（仮称）設置認可申請支援業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度佐賀県立大学（仮称）設置認可申請支援業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

佐賀県（以下「県」という。）は、令和11年4月の県立大学の開学（予定）に向けて、令和9年10月に文部科学省への設置認可申請を行う必要がある。本業務は、県立大学の設置に向けて、文部科学省への設置認可申請を適確かつ効率的に進めるため、大学設置基準等の関係法令、大学設置・学校法人審議会（以下「設置審」という。）の審査の観点及び近年の審査の傾向、他大学の事例を踏まえ、助言及び支援を委託するものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

## 4 業務の内容

受託者は、県立大学の設置に向けて、大学設置基準等の関係法令、設置審の審査の観点及び近年の審査の傾向、他大学の事例を踏まえ、助言及び支援を行う。

なお、「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ～地域に愛され、ともに成長する大学を目指して～」(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003111817/index.html>)等の趣旨を十分理解の上、支援業務を行うこと。

### （1）設置認可申請書の作成に係る支援

大学設置認可申請に係る法令及び手続きに基づき、設置認可申請に必要な書類の作成について、以下の事項を中心に必要な助言を行い、書類作成を支援する。

- ① 基本計画書に係る事項
- ② 設置の趣旨及び必要性に係る事項
- ③ 教育課程等に係る事項
- ④ 教育組織及び教員配置に係る事項
- ⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件に係る事項
- ⑥ 入学者選抜に係る事項
- ⑦ 大学の管理運営体制等に係る事項
- ⑧ 学生の確保の見通し等に係る事項

### （2）教員公募応募者の予備判定に係る支援

教員公募により応募のあった者について、「教員個人調書（履歴書、教育研究業績書）」を提出してもらい、設置審における教員審査の観点に基づき「職位」の適合性及び「担当可能分野及び担当授業科目」の適合性について、あらかじめ判定（予備判定）を行う。予備判定は、教員公募の実施状況に応じて複数回行う可能性があるものとし、その対象は、基幹教員候補者に限らず、教員公募の応募者全体とする。対象人数は、延べ200名程度を想定する。ただし、公募状況により対象人数や実施回数が増減する場合があり、その際の対応方法については、県と受託者が協議の上、

決定するものとする。予備判定の結果は、基幹教員候補者の選定、教員配置の検討及び担当授業科目案の作成に活用する。

※本業務の遂行にあたり、県が設置認可申請の準備状況等について協議する府内会議等への出席を依頼することがある。

## 5 業務の実施条件等

- (1) 本業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (2) 県は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (3) 本業務の遂行によって生じる権利は、県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

## 6 作業計画等の提出

受託者は、契約締結後1週間以内に業務担当者名簿、業務日程表を県に提出し、承諾を得なければならない。また、提出後に変更が生じた場合は直ちに変更内容を届けるものとする。

## 7 記録

協議事項や打合せについて、受託者は、その都度内容等を記録した書面を作成し、県との間で確認するものとする。

## 8 成果物等

本業務の成果物は、次のとおりとする。なお、成果物の様式及び提出方法等については、県と協議の上、決定するものとする。各成果物の提出期限は、委託期間の末日である令和9年3月31日とする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 設置認可申請書作成支援に関する成果物
- (3) 教員公募応募者に対する予備判定結果一覧
- (4) 協議記録
- (5) その他成果物として提出を求めるもの

## 9 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果物一式を納品し、県の検査をもって業務の完了とする。
- (2) 成果物に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足またはその他必要な措置を講じなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。
- (3) 検査及び訂正等の措置にかかる費用は、受託者の負担とする。

## 10 委託料の支払い

完了払

## 11 その他

- (1) 本業務において、県及び受託者以外の第三者が所有する著作権を利用する場合は、受託者が適切な著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務の全部又は主要部分を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を書面で報告し、承認を得ること。
- (3) 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が十分に協議の上、決定するものとする。